

地域産業保健センターの利用促進と 地域資源の活用について

～地域・職域連携推進事業から～

1

地域・職域連携の基本的な考え方

【背景】

- 青壮年層を対象に行われている保健事業は、健康増進法や労働安全衛生法、高齢者の医療の確保に関する法律等の根拠法令によって目的や対象者、実施主体、事業内容がそれぞれ異なっており、制度間のつながりがいいことから、地域全体の健康状況を把握できなかつたり、退職後の保健指導が継続できない
- 地域保健、職域保健では目的が一致しているわけではないが、提供している保健サービスには共通したものがある
- 職域には過重労働、メンタルヘルスなど多くの健康課題があり、特に小規模事業所における産業保健サービスの提供に大きな問題がある
- 地域・職域保健で蓄積した方策を互いに提供し合い、連携した対策を講じる必要がある



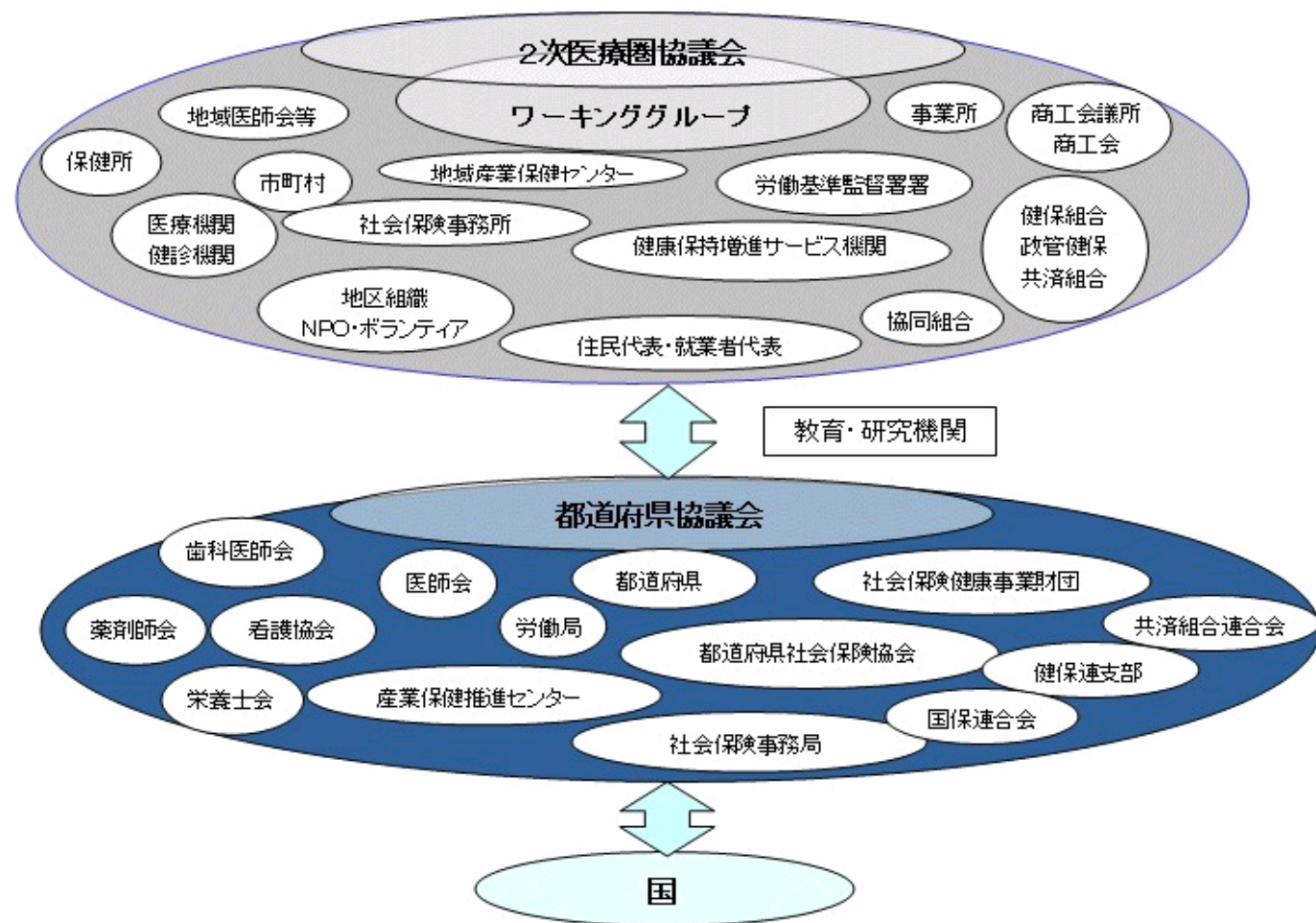
地域・職域連携推進協議会の中で、お互いの情報を交換し、理解し合う場を持ち、互いの知恵を出し合い、課題を明確にし、PDCAサイクルを展開していくことが必要
(メリット)

- ① 地域保健情報に、職域保健情報を加えて検討することにより、地域全体の健康課題がより明確となる
- ② 生涯を通じた継続的な健康支援を提供することができる
- ③ 生活の場である地域を核として、就業者を含めた家族の健康管理を、家族単位で共通の考え方に沿って指導ができることにより、保健指導の効果を上げることができる



地域保健と職域保健の連携により、それぞれの機関が有している健康教育、健康相談、健康情報等を共有し、より効果的、効率的な保健事業を展開する

地域・職域連携の概念図



地域・職域連携推進協議会の設置

地域・職域連携推進協議会の設置については、地域保健法第4条に基づく基本指針及び健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、地域と職域の連携推進にあたり、関係機関等から構成される協議会等の設置が位置づけられた。

地域・職域連携推進協議会設置状況（平成21年9月1日現在）

都道府県	二次医療圏
47	320／346 二次医療圏協議会を設置していない都道府県は2か所 保健所単位では342ヶ所が設置

地域・職域連携推進協議会の役割

都道府県

都道府県における健康課題を明確化し、管内全体の目標、実施方針、連携推進方策を協議することなどにより、都道府県内の関係者（事業者、医療保険者、市町村等）による連携事業の計画・実施・評価の推進的役割を担う。

二次医療圏

地域における関係機関への情報提供と連携調整や健診の実施状況及び結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等を行い、二次医療圏固有の健康課題を特定し、地域特性を活かした健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価等を行う。

連携事業の内容

- 1) 地域・職域の共通課題やニーズを把握するための調査事業（実態調査・意識調査等）
- 2) 健康づくりに関する事業（健康教育、健康相談等）
- 3) 全体企画としての事業（フォーラム、健康情報マップ、ポスター作成等）
- 4) 関係者の資質の向上に関する事業（マニュアル作成・研修会）

保健所におけるメンタルヘルス対策の取り組み

調査研究	死亡統計等から働き盛り層に自殺者が多い実態を把握し、ターゲットを絞って自殺対策に取り組んでいる。また、労働関係者（労働基準監督署・商工会議所等）、地区医師会への聞き取り調査や既存調査等から明らかになった課題を踏まえ「働き盛りのうつ病」対策を中心に事業を展開している。【南多摩保健所】	遺族の了解を得て、検案医師が精神保健福祉センター保健師や保健所保健師に、自殺者の情報を提供し、保健師が心理学的剖検調査を実施。その後保健所保健師が自死遺族に対してケアをしている。【草津保健所】
就労者・休職者及びその家族等への相談	地域産業保健センターと共同で中小企業に出向いて従業員へのメンタルヘルスチェックやメンタルヘルスに関する講演会を開催。その後、保健所においても相談に応じている。【多摩府中保健所】	地域産業保健センターに来所した相談者の了解を得て保健所保健師に情報提供がなされ、地域産業保健センター保健師と保健所保健師が連携をとり、本人・家族への支援を継続している。【浜田保健所】
職域におけるサポート体制等へのスーパーバイズ	従業員へのメンタルヘルスチェックの結果等を分析し、職場の実態として事業主に返し、メンタルヘルス対策についてアドバイスを実施。【多摩府中保健所】	
広報・啓発	「頑張っているあなたへ」リーフレットを作成・配布し相談窓口等を周知。【南多摩保健所】	・市民への普及啓発として講演会やパネル展等開催。 ・早期対応の中心的役割を果たす民生児童委員や保健活動推進員への研修や町内会等への出前講座の実施。 ・職員の自殺対策への意識の向上や相談技術向上のための研修会の開催。【横浜市南区】
自死遺族の会等の育成	「わかち合いの会」自死で身近な家族を亡くされた遺族を対象としたミーティングを開催。【西多摩保健所】	

今後の地域・職域連携推進事業における自殺・うつ病対策

都道府県地域・職域連携推進会議

保健所

二次医療圏地域・職域連携推進協議会

自殺対策実務者連絡会議

民生委員

市町村(担当保健師)

病院・診療所(精神・診療内科)

産業保健師

消防

薬局

産業医

警察

NPO・ボランティア

事業所労務担当者

地域産業保健センター

自死遺族の会

会議及び事業の内容

企業(特に中小民間)の休職者等に対する支援実務者の連携強化を図る。

1 調査研究事業

- 自殺者の動向、自殺・うつ病に至った原因の調査分析
- 事例検討会の開催

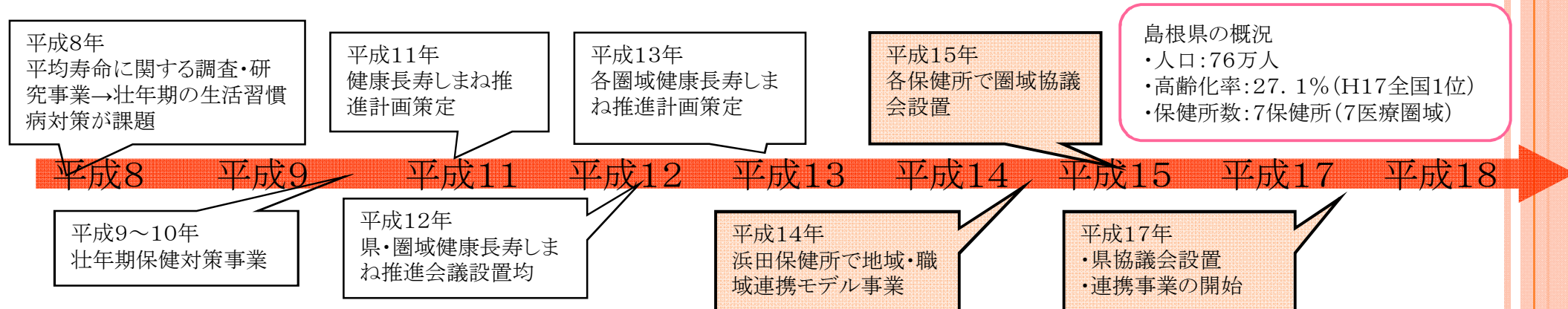
2 地域・産業連携健康相談事業

- 休職者及びその家族等への健康相談(本人の同意を基本とし、職場と地域との連携をとることが必須)
- メンタルヘルスに関する事業所研修の開催、事業主に対するスーパーバイズ

3 環境整備事業

- 地域づくり型ヘルスプロモーション活動(サロンの開設等)
- 広報啓発、人材育成
- 自死遺族の会等の育成

島根県浜田保健所の取り組み



〈浜田圏域の健康課題〉

- ★県内で一番平均寿命が短い。壮年期の死亡率が高い。
原因疾患として「脳卒中」「心疾患」「がん」「自殺」が挙げられる。



〈H14年の取り組み〉

- ★浜田圏域は、窯業・土木建築業・水産加工等の小規模事業所が多い。
小規模事業所の健診受診等の実態把握、健康づくり活動の取り組みについてヒアリングを実施

- (課題) 1. 事業所として健康診断・指導の制度、サービスについて周知が不十分である。
2. 関係機関の連携や役割分担について不明確である。



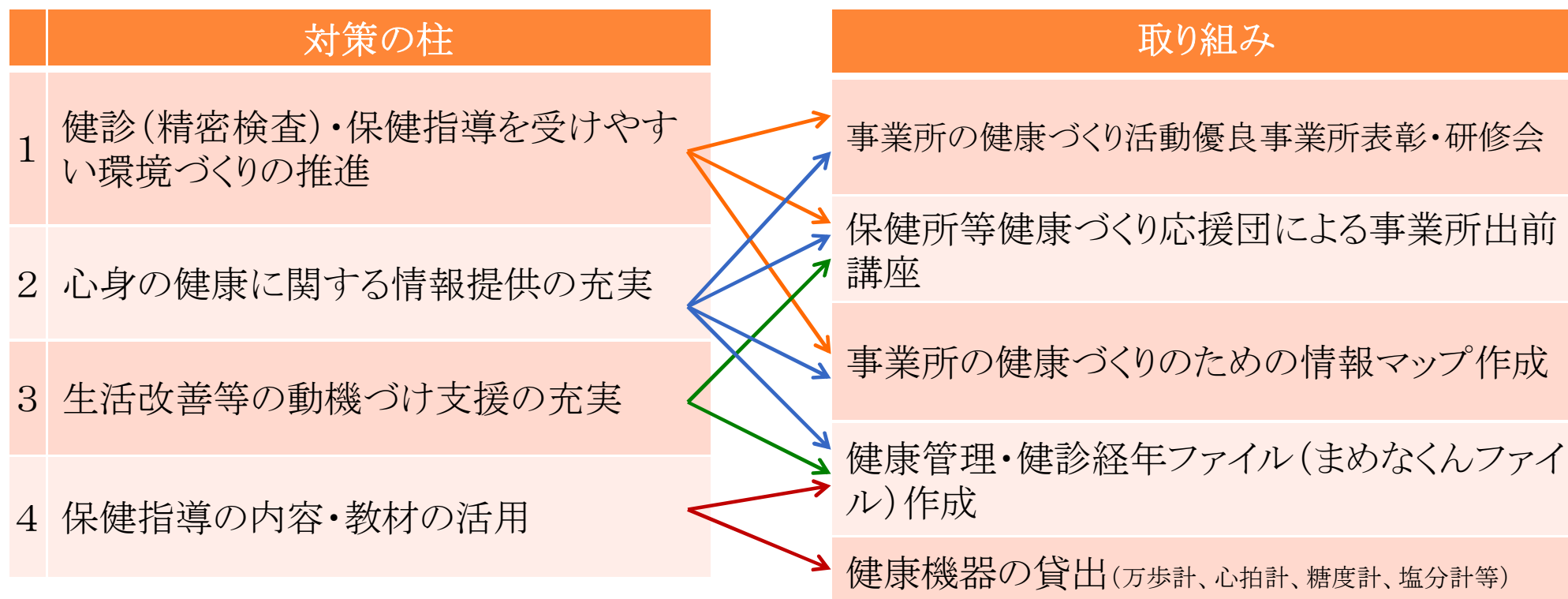
浜田地域・職域連携推進協議会設置

浜田地域・職域連携推進協議会構成団体

- 健康づくり活動に熱心な事業所
- 管内各市商工会議所、各自治区商工会、島根県商工会連合会石見支所
- 各組織団体(島根県建築業協会浜田支部、浜田中央水産加工業組合)
- 島根県医師会産業保健医部会、島根県歯科医師会地域保健部
- 健診委託機関(島根県環境保健公社浜田支部、島根県成人病予防センター、
社会保険健康事業財団島根県支部)
- 浜田地域産業保健センター
- 島根県社会保険事務所
- 浜田社会保険健康センター
- 浜田労働基準監督署
- 島根西部勤労者共済会
- 管内各市保健担当課

〈H17年度圏域職場の健康づくり実態調査〉

- (課題)
1. 20歳代、30歳代男性の健康管理、食生活に関する意識が低い。
(精密検査未受診者、缶コーヒー摂取の増加等)
 2. 男女全体でストレスを感じている人が増えている。
 3. 男性全体の2割が「相談相手がいない」と答えている。



事業所の健康づくり活動優良事業所表彰・研修会

健康づくり活動に熱心な小規模事業所を表彰。

表彰は、小規模事業所の事業主等を対象に実施する研修会(労基署、地産保センター、保健所の共同実施)において行い、事業所における健康づくりの機運を高めている。

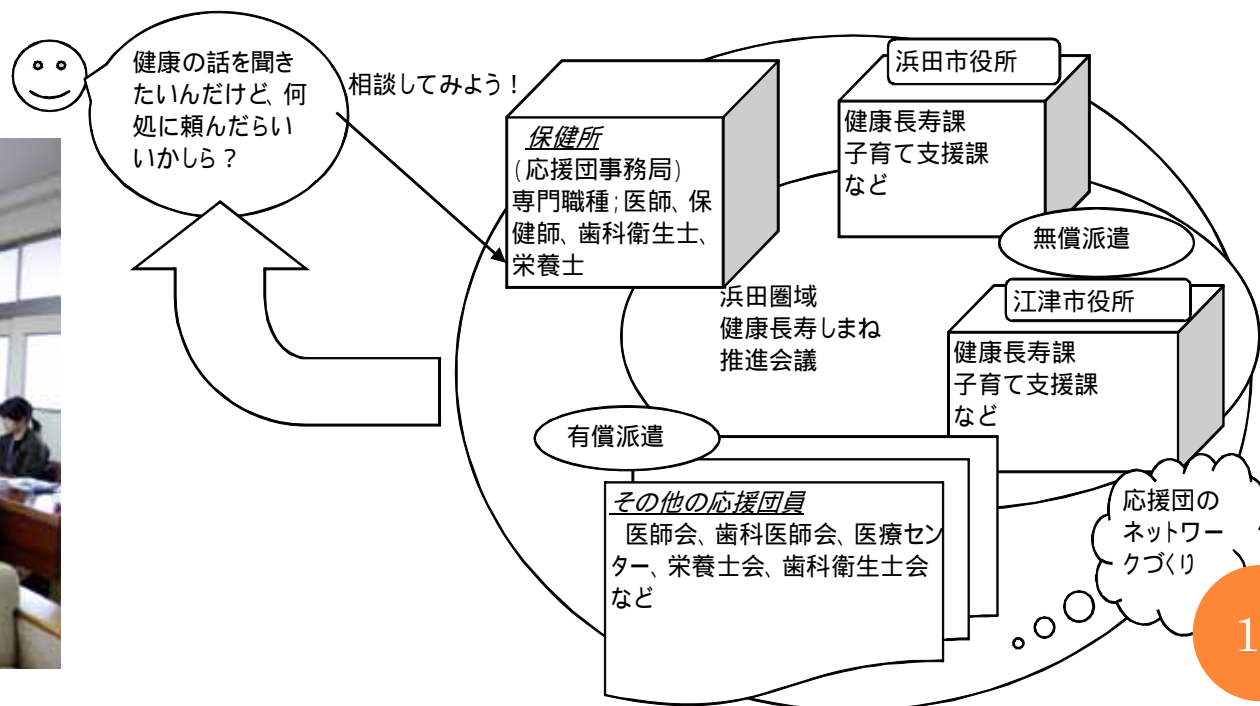


保健所等健康づくり応援団による事業所出前講座

健康づくりに関する支援の申出を希望する圏域内の事業所等に事務局が窓口となって応援団を派遣

事業所の希望内容により、保健所の保健師等が講師となり実施する場合(メンタルヘルス対策、生活習慣病予防、歯周病予防、結核予防)、保健所と地産保センターが共同で対応したり、他機関・団体が対応する場合がある。

保健所は事業所出前講座の際、地域の健康資源や、地産保センターの事業等も紹介。



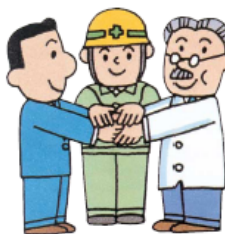
事業所の健康づくりのための情報マップ

小規模事業所の健康診断や健康診断後の指導・相談を実施する際参考となる情報、事業所の健康づくりの支援制度等に関する情報をまとめたもの。(小規模事業所の事業主や衛生管理者に配布)

8. 小規模事業場産業保健活動支援促進助成制度

小規模事業所における産業医の共同選任に対する助成制度があります。

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金は、常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者が、産業医の要件を満たした医師を共同して選任し、当該医師から提供される産業保健サービスを受けて実施する産業保健活動により、労働者の健康管理等を促進することを奨励するために支給されます。



支給対象となる事業者

産業医の要件を満たした医師を共同して選任し、当該医師に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる一定の要件を満たす小規模事業場の事業者が助成金の支給対象となります。



助成金の支給申請期間は、毎年4月から5月末です。

【問い合わせ先】島根県産業保健推進センター

助成金の支給額

助成金は、1の事業年度につき小規模事業場の規模に応じて1事業場当たり次の額が支給されます。

小規模事業場の区分	金 額
常時使用する労働者数が30人以上50人未満の小規模事業場	83,400円
常時使用する労働者数が10人以上30人未満の小規模事業場	67,400円
常時使用する労働者数が10人未満の小規模事業場	55,400円

ただし、その医師を共同して選任するのに要した費用の額が上記の金額を下回る場合は、当該医師を選任するのに要した費用の額が支給されます。

※「常時使用する労働者数」とは、労働保険被保険者・確定保険料申告書等による助成金申請の前年度の1か月平均使用労働者数とします。

助成金が支給される期間

助成金は、3ヶ年度を限度として支給されますが、2年度目、3年度目についても、継続のための支給申請が必要です。

9. 誰でも利用できる健康に関する相談窓口

健康に関すること(病気の管理や予防方法など)で、気になること、知りたいことがあるときは相談窓口を利用しましょう。窓口により面接、電話等相談方法も様々です。

【健康に関する相談窓口(個人)】

対象事業所及び対象者	実 施 内 容	料 金
浜田地域産業保健センター	1 対象地域：浜田市、江津市、那賀郡、邑智郡 2 原則として50人未満の事業所の事業主及び従業員 医師や保健師などが利用しやすい場所に定期的に開設します。 ・健康診断結果に基づいた健康管理 ・生活習慣病予防方法 ・病後における作業との関係 ・日常生活における健康増進方法 ・健診結果の見方がわからない ・従業員の高齢化に対し健康管理をどうすればいい など	無 料
社会保険健康事業財団 島根県支部	1 政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施事業所従業員 2 健診結果で軽度異常、経過観察と判定された方及び健康相談希望者 3 末所相談 ①松江市の財団事務所にて実施(原則月曜日) ②ペーアール浜田にて実施(前もって連絡する必要あり) 4 文書相談 生活習慣アンケートを事業所へ送り、個別に返信封筒で返信いただき、健診データと併せてお手紙で指導します。	無 料
島根県社会保険協会	どなたでも利用できます 健康相談室(しまね社会保険センター内に開設) 第2週：栄養士による相談 第3週：保健師による相談 第4週：歯科衛生士による相談 第5週：保健師による相談 各週とも月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	無 料
浜田市役所	浜田市に住所のある方 保健師又は栄養士が対応します。 詳細は、各市町村の保健担当課へ	無 料
江津市役所	江津市に住所のある事業所及びその従業員 江津市に住所のある方	無 料

10. 心の相談窓口

職場での人間関係、過労などストレスの多い社会です。

誰にでもおこり得る「心の不健康状態・病気」。ひとりで悩まず、誰かに相談してみましょう。

【相談窓口】

機 関 名	内 容	料 金
中国労災病院	勤労者の心の相談 相談日 月～金曜日(祝日を除く) 14:00～20:00 TEL: 0823-72-7171	無 料
島根県精神保健福祉センター	予約制 月曜日～金曜日 8:30～17:00 TEL: 0852-21-2885	
島根いのちの電話	年中無休 10:00～21:00(土曜日は24時間受付) TEL: 0852-26-7575	
高齢者障害者総合相談センター石見支所(いわみーる内)	「専門医による相談日」月1回 予約制 松江市にある本所の「専門医による相談日」も、いわみーるよりテレビ電話で相談を利用できます。 TEL: 0855-24-9337・9338	
浜田市役所	随時相談に応じます。(保健師による) 専門医による相談日は、各市町村の保健担当課へ問い合わせましょう。	料
江津市役所		
金城町役場		
旭町役場		
弥栄村役場		
三隅町保健センター	医療相談室で随時対応 TEL: 0855-23-2390	無 料
西川病院		
済生会高砂病院	相談室で随時対応 (土日、祝日を除く) TEL: 0855-52-5100	無 料
浜田健康福祉センター	「専門医による定期相談・訪問相談」各月1回 その他、「相談員による相談」受付は随時 問い合わせ先は、関係機関一覧を参照	

働き盛りの人たちが健康診断の結果を経年的に保存し、自分の心身の変化に関心をもってもらうためのファイル

健康管理・健診経年ファイル

「まめなくんファイル」



浜田圏域地域・職域連携推進協議会

島根県浜田保健所

(平成18年度作成)

3 今までの経過(健診データの経年記録表)

		年齢 実施年月 健診機関 基準値	前	前	前	前	前
			年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
			空腹・食後	空腹・食後	空腹・食後	空腹・食後	空腹・食後
身体の大 きさ	身長	cm					
	体重	Kg					
	BMI	18.5~25.0未満					
血管への 影響 (動脈硬 化の危険 因子)	摂取エネルギーの過剰	腹囲 男85cm未満 女90cm未満					
		中性脂肪	50~149mg/dl未満				
		HDLコレステロール	40mg/dl以上				
		LDLコレステロール	90~130mg/dl未満				
	血管を傷つ ける	随時血糖	140mg/dl未満				
		HbA1c	5.5%未満				
		血圧	収縮期130mmHg未満 かつ 拡張期85mmHg未満				
臓器変化	心臓	心電図	異常なし				
	脳	眼底検査	HOS0				
	腎臓	血清クレアチニン	0.6~1.2mg/dl未 満				
脂肪や糖 の処理	肝臓	AST(GOT)	8~40単位以下				
		ALT(GPT)	5~35単位以下				
		γ-GT(γ-GTP)	60IU/dl未満				

3 (基準値参考:島根県健康推進課作成 老人保健法による基本健康診査マニュアル)

成 果

- 地域と職域が共通で取り組む事柄や各団体で実施できる事柄が確認できた
- 職場の健康づくり優良事業所表彰を受けた事業所は、継続して健康づくりに取り組んでいる
- 小規模事業所からの出前講座等の依頼に対して、保健所を始め様々な機関・団体が事業所の希望に応じて支援できる体制ができた
- 地域と職域が共通して活用できる教材(情報マップ、パンフレット)ができた

地域・職域連携推進協議会(相模原市)の取り組みから

健康課題

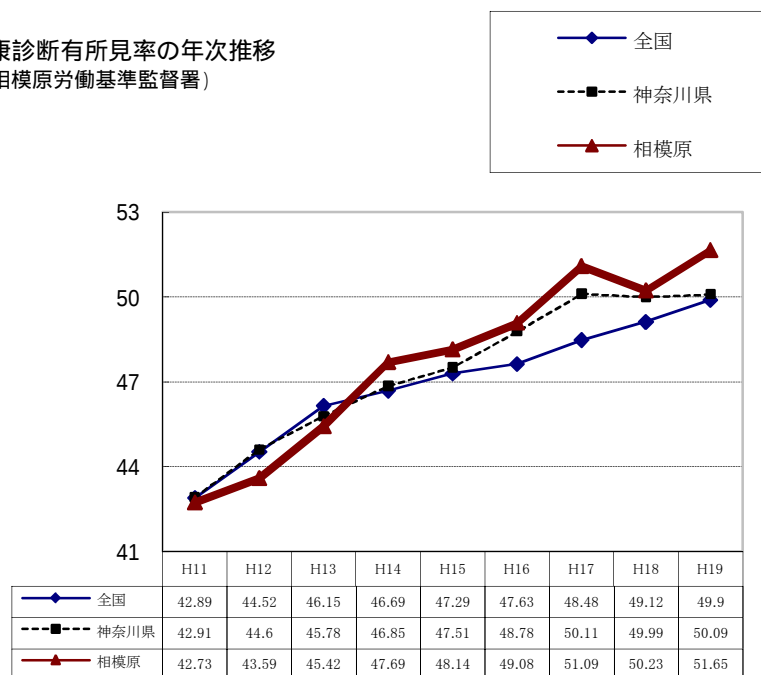
○メタボリックシンドロームを含めた生活習慣病予防のための取り組みの必要性

- ・相模原労働基準監督署管内における定期健康診断有所見率は全国平均、県平均よりも高く、年々増加している。
- ・退職後に要指導・要医療者が急増;55～59歳と60～64歳の年齢階層別国保件数を比較すると、生活習慣病関連疾患である糖尿病が1.95倍、高血圧性疾患が2.14倍、虚血性心疾患が2.54倍、脳梗塞が2.7倍と急増している。
- ・40代男性の肥満度がH13 29.0%からH19 36.9%と大幅に上昇している。男性全体としても24%が肥満であり、数値目標15%以下よりも大幅に上回っている。(H13,19「市民生活習慣実態調査」)

○メンタルヘルス対策の必要性

- ・メンタルヘルスの問題を抱えた職員が多い。30代、50代の自殺率が高い。睡眠による休養がとれていない人が多い。(H13「市民生活習慣実態調査(事業所調査)」)
- ・中小規模事業所においては、メンタルヘルスに関する体制の整備も遅れており、管理職の理解もないところが多い。

定期健康診断有所見率の年次推移
(相模原労働基準監督署)



【H21.1.1現在】

- ・人口 710,149人
(男359,562人 女350,587人)
- ・生産年齢人口 485,560人(68.4%)
- ・平均年齢 41.99歳(男41.06歳 女42.95歳)
- 【平成18年事業所・企業統計調査結果より】
- ・事業所数 23,974事業所 (1,448減・13年と比較して)
- ・「4人以下」規模が13,790事業所57.5%
- ・「30人以下」規模が22,090事業所92.1%
- ・従業者数 247,594人(4,974減)
- ・産業別事業所数は「卸売・小売業、飲食店」が最も多く、8,616事業所(36%)、次いで「サービス業」4,447事業所(18.6%)、「建設業」2,685事業所(11.2%)、「製造業」2,194事業所(9.2%)

経 過

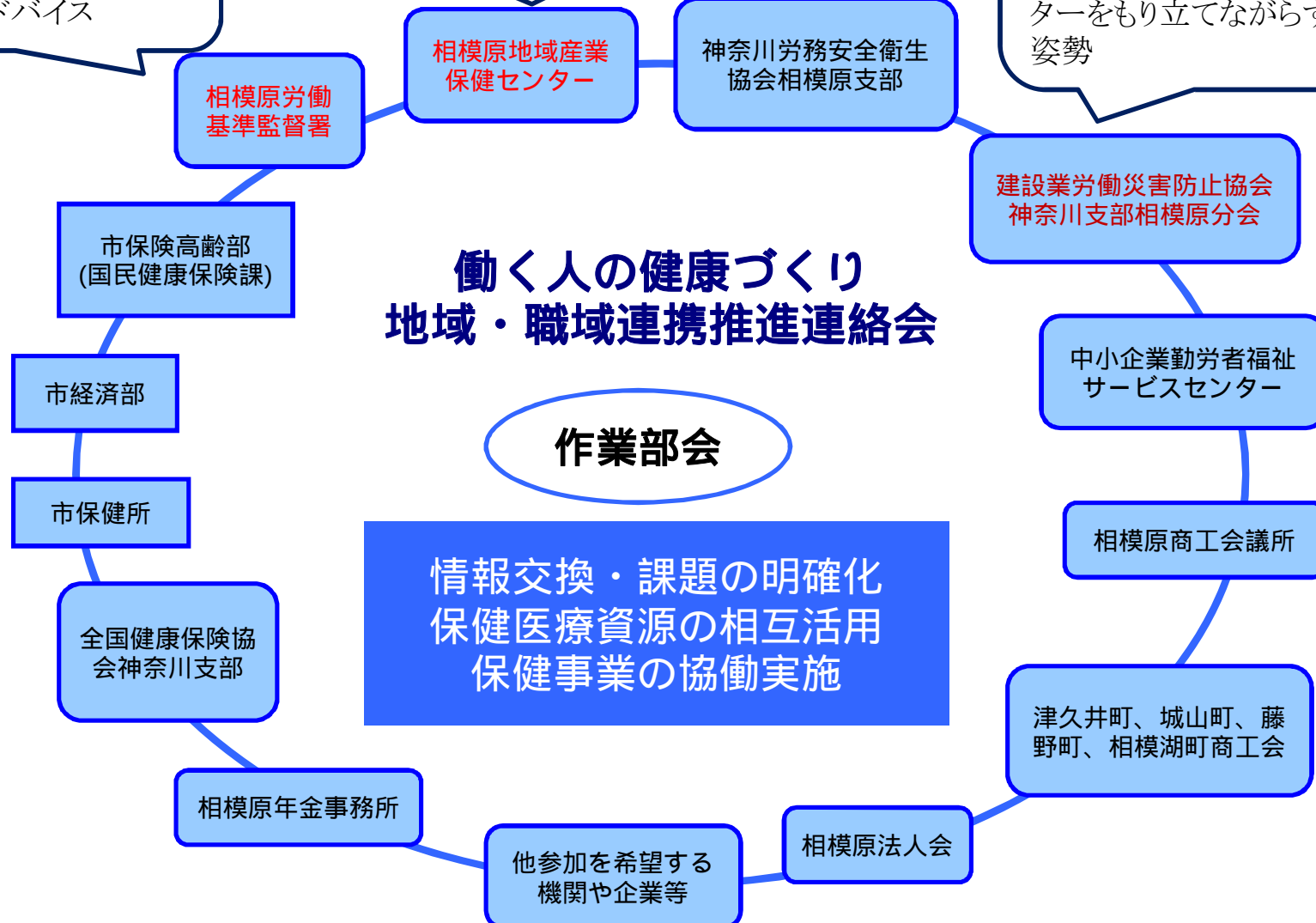
年度	概 略	研修会	普及啓発事業	メンタルヘルスケア 支援事業
H16	○相模原・津久井地域産業保健センター、神奈川労務安全衛生協会と連携を始める	—	3回	—
H17	○職域保健に関する保健所検討会の開催	—	4回	—
H18	○相模原・津久井地域産業保健センターと連携し「働き盛りのメンタルヘルスケア支援事業」の実施 ○地域・職域連携推進ワーキングにて課題の検討	—	5回	5回／413名
H19	○保健所の主要事業として位置づけられる ○相模原市保健医療計画中間評価 職域保健との連携を重点課題として位置づける	2回／55名	5回／1853名	11回／584名
H20	○連絡会(地域・職域連携推進協議会)設置	3回／50名	16回／2242名	23回／585名
H21	○実態調査を実施し、連絡会事業計画策定	1回／24名	14回／1875名	14回／330名

推進体制

実態調査実施の際、事業所の協力が得られやすいよう、調査項目や方法等について、それまでの経験を踏まえてアドバイス

協議会の中で、中小事業所の事業主や労働者の現状を語ってもらったことで、メンバーの共通認識が図れた

作業部会の中でのキーマン。中小事業所へのアプローチで重要なのは地産保センターであることから、常に地産保センターをもち立てながらすすめる姿勢



実態調査から見た現状(平成21年度 市内中小事業所576／3,411事業所 回答率16.9%)

【事業所の現状】

■事業所において取り組んでいる健康づくりの内容のうち、「健康診断の実施」以外の取り組みはほとんどない。

■従業員規模が小さい事業所は、事業所として健康づくりに取り組んでいないことが多く、従業員の健康づくりについて相談できる機関を知らない事業主が多い。

【働く人の現状】

■年代が若い人、男性、独身者は、自分自身の健康づくりに取り組んでいない人が多い。

■従業員規模が小さい事業所に勤める人は、毎年健康診断や人間ドックを受けている人が少ない。

■自分や家庭のための時間が取れていない、職場内のチームワークが取れていないと感じている人は、健康でないと思っている人が多い。

目標と目標の達成度を測定するための項目及び5年後(平成26年度)の改善目標－一部抜粋－

目標	項目	目標値 (平成26年度)	ベースライン値 (平成21年度)
事業主・従業員ともに、健康づくりに関心が持てる	組織的に健康づくりに取り組む必要性があると思う事業主を増やす	87%以上	74.1%
	健康づくりに取り組んでいない事業所を減らす	11%以下	21.2%
	健康づくりに取り組んでいない従業員を減らす	5%以下	9.9%

自分自身や上司・同僚にできること	事業所や会社ができること
●自分の健康状態を把握する 例:健診やがん検診を受ける ●自分にあった健康づくりに取り組む ●健康づくりについて相談できる人や場所を持つ ●気軽に相談・声かけできる環境をつくる ●残業をしない、休暇を取りやすい環境を作る 例:残業しない日を設定し実行する、上司が積極的に休みを取る	●健康づくり担当者を置く ●食堂での健康志向メニューの追加や栄養表示、健康情報などの情報提供 ●事業主が健康づくりの取り組みをして、その様子を従業員に発信する ●健康づくり情報の発信や関係機関の紹介 例:チラシの設置やポスターの掲示 ●職場でのコミュニケーションを促進する 例:職場でのあいさつ運動、職員同士が交流できる機会を作る ●チームで仕事をする仕組みを作る ●事業主がワーク・ライフ・バランスについて知識の普及をする、見本を示す
関係機関にできること	行政(保健所等)にできること
●地産保センターが50人未満の事業所に対して、訪問等により職場の衛生管理についての助言・指導や産業保健指導を実施 ●地産保センター、商工会等が健康づくりやワーク・ライフ・バランスについての情報を発信 ●地産保センター等がイベント時に健康づくりコーナーを設け健康チェックや相談等を実施 ●労務安全衛生協会等が中心となり事業主を対象にした従業員の健康づくりの必要性やワーク・ライフ・バランスについての研修会等を開催	●健康づくり応援店の加入及び利用促進についてのPRを強化 ●健康づくりイベントをする機会の増設 ●健康資源の有効活用、新たな資源の創出 例:働く人をターゲットにした事業紹介、健康管理担当者への情報提供 ●事業所やイベント等に出向き、健康チェックや健康教育などを実施 ●事業主が取り組みやすい環境の整備 例:健康づくりやワーク・ライフ・バランスについて相談できる機関の情報の集約とPR

地域産業保健センターの利用促進につながっている取り組み

取り組み

- 保健所が主催する市民対象の講演会や健康教育等の一部(「うつ病の理解と対応」「ストレス講演会」「健康フェスタ」)において、地域産業保健センターによる個別健康相談を実施するとともに、地域産業保健センター事業を紹介する機会を設定。
- 職域保健における各種大会(全国労働衛生週間地方大会)等に保健所及び地域産業保健センターが出向き、事業主や衛生管理者等を対象に、地域の健康づくり資源(出前講座、健康相談等)や地域産業保健センター事業を紹介
- 小規模事業所からの依頼に基づく出前講座において、保健所が健康教育を実施、地域産業保健センターが健康相談を担当する等共同で実施(H20年度まで)
- 保健所単独で実施した小規模事業所での出前講座や健康相談実施後、事業所や健康相談利用者に継続支援が必要な場合などは地域産業保健センターを紹介
- 地域・職域連携推進事業の一環として作成したリーフレットや広報紙等に、地域産業保健センターの事業も掲載し、配布・周知している。

効果

地域産業保健センター相談件数の増加 ()内はメンタルヘルス関係

H18	H19	H20	H21
498(82)	527(171)	518(125)	561(130)

提供:相模原地域産業保健センター

要因と考えられるもの

- H18年度から、地産保センターと保健所が共同で「働き盛りのメンタルヘルスケア支援事業」を実施
- H19年度から上記「取り組み」が活発化
- 地域職域連携事業により、地産保センターの事業と地域資源を併せたリーフレット等を作成し、市全体へ情報発信が可能になった